

建築基準法に基づく定期報告制度のご案内

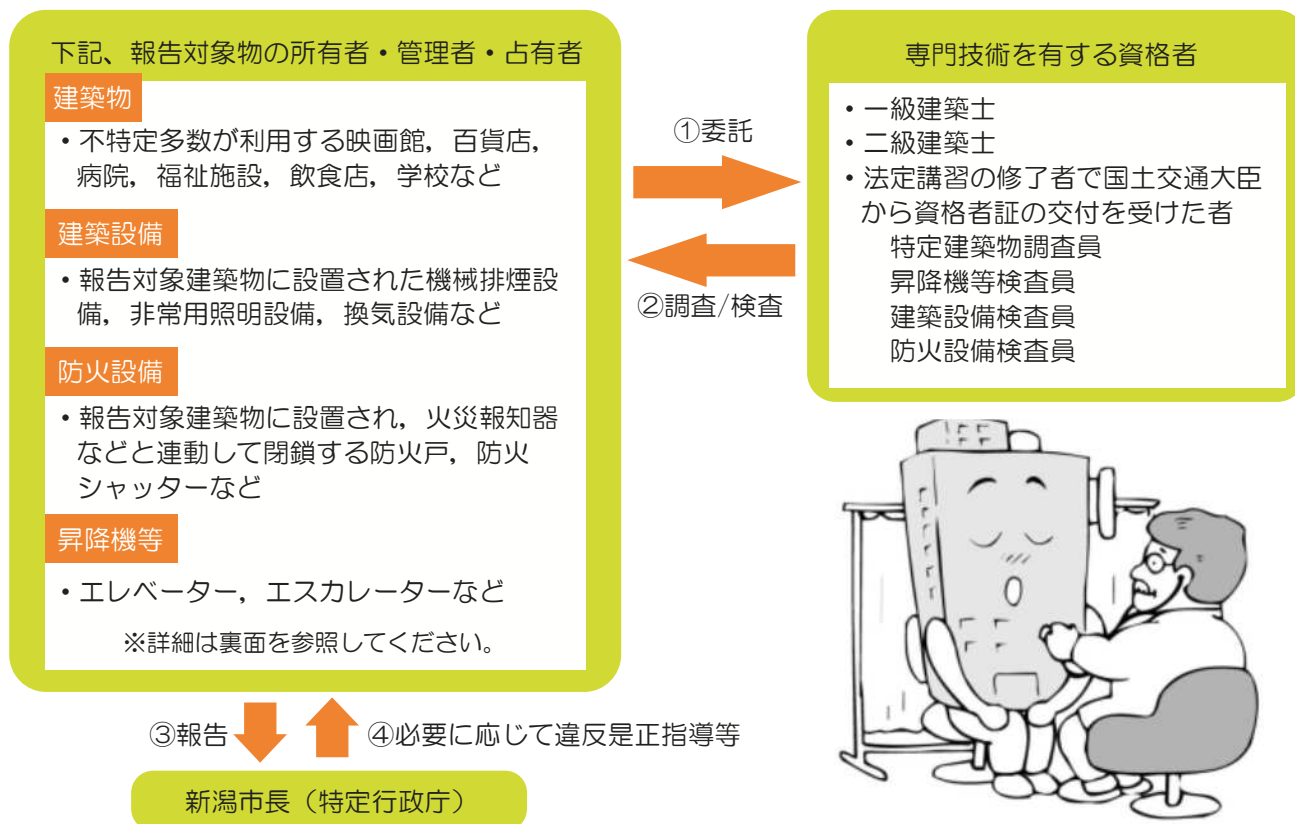
建築物の所有者又は管理者、占有者は、建築物や建築設備、その建築物の敷地を常時適法な状態に維持するよう建築基準法に定められています。中でも定期報告の対象となる建築物及び建築設備は、不特定多数の人が利用することから、構造の老朽化や建築設備の作動不良によって大きな災害を引き起こす恐れがあります。

建築基準法では管理者又は所有者に対し、建築物の安心・安全を確保し、生命、健康及び財産の保護を図るため、対象建築物及び建築設備について調査・検査を行い新潟市に報告することを義務付けています。

これは、消防法に基づく防火対象物定期点検報告や消防用設備等点検報告とともに建物の安全性を確保する上で大切な調査・検査です。

定期報告制度の概要

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、裏面に記載された建築物及び建築設備等の所有者等は表中の報告周期で調査・検査を行い、新潟市への結果報告が義務付けられています。調査・検査をできる者は下記専門技術を有する資格者です。定期報告を行わず、または虚偽の報告を行った場合、建築基準法第101条第1項の規定により罰則の対象（百万円以下の罰金）になります。



問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課 監察指導係

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

電話：025-226-2845（制度全般）、025-226-2846（受付窓口）

報告対象と報告周期

(1) 建築物

	用 途	規 模 (規模の条件が複数ある場合は、 いずれかに該当するもの)	報告 年度	報告 周期
1	劇場、映画館又は演芸場	1) $A \geq 200$, 2) $F \geq 3$, 3) 地階にあるもの, 4) 主階が1階にないもの	R7	2年
2	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	1) $A \geq 200$, 2) $F \geq 3$, 3) 地階にあるもの	R7	2年
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)	1) $A \geq 300$ 2) $F \geq 3$ 3) 地階にあるもの	R7	3年
4	上記(3項)以外の児童福祉施設等	1) $A \geq 300$ 2) $F \geq 3$	R7	3年
5	旅館又はホテル	$A \geq 1,500$, かつ, $F \geq 3$	R7	毎年
6		$A < 1,500$, かつ, $F \geq 3$	R8	2年
7		1) $A \geq 300$, かつ, $F \geq 2$, 2) 地階にあるもの	R8	3年
8	共同住宅又は寄宿舎のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの	1) 2階の $A \geq 300$, 2) $F \geq 3$ 3) 地階にあるもの	R8	3年
9	下宿、共同住宅又は寄宿舎のうち、法第35条の規定による排煙設備で、排煙機が設置されているもの	全てのもの	R8	3年
10	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	1) $A \geq 2,000$ 2) $F \geq 3$	R9	3年
11	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	$A \geq 2,000$, かつ, $F \geq 3$	R7	毎年
12		1) $A < 2,000$, かつ, $F \geq 3$ 2) $A \geq 3000$ (避難階のみの場合は除く)	R7	2年
13		1) $A \geq 500$, かつ, $F \geq 2$, 2) 地階にあるもの	R9	3年
14	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	1) $A \geq 300$, 2) $F \geq 3$, 3) 地階にあるもの	R7	2年
15	地下街	$A \geq 1,500$	R7	毎年

注) Aとは、その用途に供する部分の床面積の合計を表します。地階にあるもの、 $F \geq 2$ 及び $F \geq 3$ とは、それぞれ地階、2階以上、3階以上でその用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるものを言います。なお、報告は、3か月以内に調査したものを、報告年の4月1日から9月30日までに行ってください。

(2) 建築設備、防火設備

(1)の建築物に設置されている下記建築設備・防火設備が対象です。

	対 象	報告周期
換気設備	法第28条第2項ただし書き又は同条3項の規定により設けた第1種機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設けたものに限る。	毎年
排煙設備	法第35条の規定による排煙設備で、排煙機を設けたものに限る。	毎年
非常用の照明装置	法第35条の規定による非常用の照明装置で、予備電源を別置きにしたものに限る。	毎年
防火設備	法施行令第109条に規定する防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備(常時閉鎖をした状態にあるもの、防火ダンパー及び外壁開口部に設けられたものを除く。)	毎年

注) 報告は、3か月以内に検査したものを、報告年の4月1日から9月30日までに行ってください。

(3) エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設

すべて対象です。報告周期は毎年です。ただし専用住宅又は兼用住宅の住戸内に設置された昇降機(ホームエレベーター等)を除きます。

注) 報告は、3か月以内に検査したものを、竣工時の検査済証の交付を受けた月に行ってください。

日頃から注意・点検をお願いします！

- | | |
|--|---|
| ☐ 階段、廊下等の避難経路に障害物はありませんか？ | ☐ 防火戸の固定や開閉の障害物はありませんか？ |
| ☐ 外壁や広告看板等の劣化はありませんか？ | ☐ 非常用の照明装置のバッテリーは切れていませんか？ |
| ☐ 火災時に煙を逃がす排煙窓は円滑に開閉できますか？ | ☐ 排煙装置は正常に作動しますか？ |
| ☐ エレベーターやエスカレーターに異常はありませんか？ | |

